

雇用保険の失業給付手続きに行かれるときは・・・

● ハローワークに持参していただくもの ●

1. 雇用保険被保険者離職票－１，２
2. ①マイナンバーカード
②マイナンバー通知カード
③個人番号の記載のある住民票
3. ①マイナンバーカード、または、②運転免許証



①、②、③のいずれか一つ。

これがない場合は次のイ～ハのうち２種類

イ．旅券（パスポート）

ロ．住民票記載事項証明書

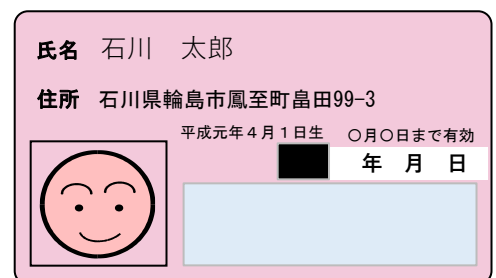
（住民票（写）・印鑑証明書）

ハ．公的医療保険の資格確認書

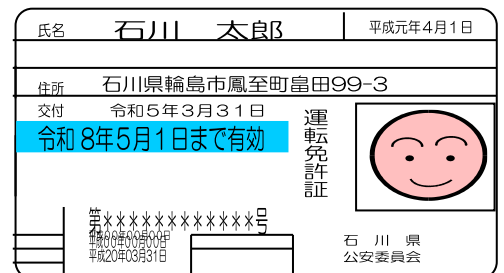
4. 通帳 ※ 本人名義のもの。

5. 写真（たて3cm×よこ2.5cm）2枚
（65歳以上で退職した方は1枚）

マイナンバーカード



運転免許証



雇用保険の失業給付手続きに来所する際に、毎回、マイナンバーカードを提示いただける場合は、写真の提出は不要です。

● ご注意ください！ ●

すでに次の就職先が決まっている方や、今すぐ働くことのできない方は、雇用保険失業給付の受給手続きはできません。なお、病気や出産などで働くことのできない方は、受給期間の延長ができる場合があります。

詳しくは、交付された離職票に添付してあるリーフレット「離職された皆さんへ」をお読み下さい。

● ハローワーク輪島 ●